

◎ 関税法及び関税暫定措置法の一部を

改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第二三号)

一、提案理由(平成二十二年三月二日・衆議院財務金融委 員会)

○菅国務大臣 ただいま議題となりました関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率について所要の措置を講ずるほか、水際取り締めり強化等のための罰則水準の見直し等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、暫定関税率等の適用期限の延長等であります。

平成二十二年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第二は、水際取り締めり強化等のための罰則水準の見直しであります。

輸入してはならない貨物を輸入する罪、関税を免れる等の罪等に係る罰則水準を引き上げることとしております。

第三は、認定事業者制度の整備であります。

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届け出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届け出に係る規定を整備することとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年三月三日)

○玄葉光一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率について所要の措置を講ずるほか、水際取り締めり強化等のための罰則水準の見直し等を図るものであります。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

本案は、去る三月十一日当委員会に付託され、十二日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二二年三月二六日)

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限を延長するとともに、水際取締り強化等のための罰則水準の引上げ等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、今後の関税政策の在り方、税率決定過程の透明性の確保、水際取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。